

2022年3月1日

各 位

会 社 名 株式会社 K e y H o l d e r 代表 者名 代表取締役社長 赤 塚 善 洋 (証券コード番号 4712・JASDAQ) 問い合わせ先 専務取締役 大 出 悠 史 電話番号 03-5843-888

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年3月29日開催予定の第 55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の内容

現行定款第15条に定める株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供につき、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

また、変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(下線部は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 12 条~第 14 条 (条文省略)	第 12 条~第 14 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類	〈削除〉

及び連結計算書類に記載または表示を すべき事項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことが できる。

〈新設〉

〈新設〉

## (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

## 附則

(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置) 第1条 現行定款第15条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)の削 除及び変更案第15条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律(令和元 年法律第70号)附則第1条ただし書きに 基づき制定された会社法の一部を改正す る法律の一部の施行期日を定める政令(令 和3年12月17日政令第334号)に規定す る改正規定の施行の日である2022年9月 1日(以下「施行日」という)から効力を 生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、現行定款第15条はなお 効力を有する。
- 3 本条は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。

以 上